

GLOBE

グローブ 2026年4月

125



(公財) 世界人権問題研究センター

ウィングス京都

(京都市男女共同参画センター)

ウィングス京都は、京都市における男女共同参画の推進拠点として1994年に開設されました。2006年4月に「京都市女性総合センター」から「京都市男女共同参画センター」へと名称が変更され、性別にかかわらず誰もがいきいきと生きられる社会の実現に向けて事業を展開しています。

館内には様々な設備があり、図書情報室ではジェンダーの視点を取り入れた資料が豊富に揃っており、市内の図書館では取り扱いのない図書を貸りたり、閲覧することができます。

子ども向けの図書や漫画も揃っており、様々な世代の方が利用できます。また、講座やイベントに利用できるホール、ギャラリースペース、会議室、和室、調理室、フィットネスルームなど多様な施設が整備され、多くの方が利用できる施設となっています。講演会や学習会、市民活動の拠点として幅広く活用されており、個人利用や団体での利用にも対応しています。

小さなお子様連れでも利用しやすくなっており、就学前のお子様を対象としたこどもの部屋の貸し出しをしています。イベントホールでは親子室の利用が可能です。授乳室も完備しており、施設の利用者以外の女性も利用することができます。

相談事業も充実しています。相談事業では、電話や面接相談を受け付けています。家庭のなか、職場、地域などで直面する悩みごとや問題について相談することができます。女性のための相談、男性のための相談があり、それぞれ女性・男性の相談員が対応しています。匿名で相談することも可能です。

また、定期的に発行している『男女共同参画通信』や、性的同意について学ぶことのできる『ジェンダーハンドブック』、男女共同参画に関する意識や現状、性の多様性などを学ぶための『男女共同参画“はじめの一步”BOOK 2024』などが配布されており、男女共同参画についての情報収集をすることができます。

ウィングス京都は市民に向けた数多くの事業を展開しており、誰もが性別にかかわらず気軽に利用できる場となっています。

参照：<https://www.wings-kyoto.jp>



GLOBE

GLOBE No. 125 2026.4 目次

グラビア	ウィングス京都 (京都市男女共同参画センター)	(表紙裏)
連載	新・世界の人権はいま —普遍的定期審査の現場から— (その15)	坂元 茂樹 2
追悼	大谷實先生を偲んで	坂元 茂樹 4
	大谷實先生のご冥福をお祈り申し上げます	薬師寺公夫 5
エキスパート コメント	青少年の SNS 利用規制	曾我部真裕 6
研究報告	「犬笛」表現の法的責任をめぐって	梶原 健佑 10
研究報告	今村壽子氏を偲んで ～今村家文書の発見から住宅保存まで～	重光 豊 12
研究報告	「面」の普及と多様性の包摂を、どう実現するか	川上 泰彦 14
研究報告	性的マイノリティと寛容	風間 孝 16
研究報告	「ビジネスと人権」とハラスメント	藤木美能里 18
特別寄稿	「逃げたい」をめぐる物語 (誌上ワークショップ)	渡辺 毅 20
研究員紹介	研究部門の紹介	22
事業紹介	2026 年度人権大学講座日程	28
シリーズ	京都市立芸術大学	(裏表紙裏)

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「カーネーション」服部可菜恵 2023年制作
■「天才アート KYOTO」(特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構) 提供

新・世界の人権はいま

—普遍的定期審査の現場から— (その 15)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

中国が抱える人権問題の源は、習近平の一人独裁体制であるといっても過言ではない。2002年の第16回党大会から2012年の第18回党大会に至る胡錦濤政権期において、中国の経済規模（GDP）は約2.5倍に拡大した。しかし、その拡大にも陰りが見え始めたこともあり、習近平は、国家戦略目標を経済成長から国家の安全へと転換した。ここでいう国家の安全とは、社会の安全及び中国共産党一党独裁体制の安全である。

習近平は、2013年に中央国家安全委員会を設置し、自らがトップに就任した。中国では、2021年3月に開催された全国人民代表大会において、「国民経済・社会発展第14次五ヵ年計画と2035年までの長期目標要綱」が承認された。その中で、国防建設や、経済・金融、対外関係、食糧、エネルギーといった分野における「安全保障」への対応能力の強化が新たに優先課題として位置づけられた。

さらに、習近平が議長を務めた2021年11月18日の中国共産党中央委員会政治局会議では、「国家安全戦略（2021-2025年）」を審議し、「総体的国家安全保障観を強固に樹立し、新安全保障構造の構築を加速しなければならない」とし、「中国共産党の絶対的指導を堅持し、……政治的安全、国民の安全、国益至上の統一を実施しなければならない。国家の主権及び領土の一体性を守ることを堅持し、辺境・国境・周辺の安定と秩序を維持しなければならない」との決定を行った。そこでは、総体的国家安全保障観という概念が提示され、単なる国防という伝統的安全保障ではなく、合計11分野の非伝統的安全保障を含む包括的な概念が示された。最近では、国家の安全は五つの分野（国防、食糧、生態環境、エネルギー、経済産業）を包含している。

習近平は、自由や基本的人権の保障といった「普遍的価値」を欧米諸国が訴えてきたことに対して、「世界に西側の民主や人権観、制度を強引に拡げようと他国の内政に干渉し、結果として社会の長期にわたる動揺を招いている」と批判し、

「中国の人権観の吸引力、感染力、影響力を高めなくてはいけない」と述べたという。中国は、こうした観点から、国連人権理事会の普遍的定期審査（UPR）の場で、国連の国際人権基準を書き換える努力を続けている。

中国は、2021年に公表した「中国共産党の人権尊重・保障の偉大な実践」白書で、「過去100年、中国共産党は人民至上を堅持し、人権の普遍性の原則と中国の実情を結び付けることを堅持し、生存権と発展権が最重要の基本的人権であることを堅持し」と述べ、「生存権と発展権が第一の基本的人権」とあるとの立場を明らかにした。こうした中国の立場は、国連人権理事会の場において、途上国の賛同を得て、2017年6月22日に中国主導で採択された「すべての人権の享受のための発展の貢献」という決議に結実している。同決議では、習近平が好んで用いる「人類運命共同体」という用語を前文で用いながら、国連人権理事会諮問委員会にすべての人権の享有のために発展が貢献する方法の研究を要請した。

さらに、2022年2月4日の習近平とプーチンの北京での中口首脳会談後に発表された「新時代の国際関係とグローバルで持続可能に発展に関する共同声明」では、両国は、「民主主義が特定の国の特権ではなく、むしろ人にとって普遍的な価値であり、民主主義の保護と促進が国際社会全体の責任であるとの理解を共有している」と述べながらも、「民主主義構築のための指針として、すべての国に適用可能なものは存在しない。国家は、自国の社会的及び政治的体制、歴史的背景、伝統及び独自の文化的特色に照らして、自国の状況に最もふさわしい民主主義を実践する。国民だけが、自らの国が民主的かどうかを判断できるのだ」と述べ、欧米諸国が主張する民主主義が唯一の民主主義ではないと主張する。習近平は、「一つの国家が民主的であるかどうかは、その国家の人民が評価する」との考えに立っている。しかし、民主的であるかどうかを人民の主観に委ねるべきではない。中国では、政治権力に対するチェックアンドバランスが機能せず、言論の自由もない。司法は独立していないだけでなく、公平でもなく、迫害を受けている人々にとって救済機関として機能していない。このような体制は、やはり民主主義体制だとは認められない

このように、習近平は人権と民主主義の再定義を試みている。日本を含むG7が目指すリベラルな国際秩序は、今、中国の習近平体制から大きな挑戦を受けている。

大谷實先生を偲んで

研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

2026年1月6日に大谷實前理事長がご逝去された。大谷先生は、2015年4月から2022年6月まで7年3か月にわたり、公益財団法人世界人権問題研究センター理事長として、当財団の運営にご尽力をいただいた。

大谷實先生が日本刑法学会の重鎮であったことは言うまでもないが、早くから犯罪被害者の支援活動に取り組み、財団法人京都犯罪被害者支援センター理事長として活躍されるなど、幅広い社会貢献をされてこられた。同時に、母校学校法人同志社大学総長を2001年4月から2017年3月まで務められた。大谷先生が、当センターの理事長にご就任された2015年は、まさに同志社大学総長との兼任で多忙を極めておられた頃である。理事長室で、大学秘書課の方と打ち合わせをされていたことを今も思い出す。

大谷實先生に世界人権問題研究センターの理事長にご就任いただいた翌年に、私は同センターの所長に就任し、先生と二人三脚でセンターの運営に携わることになった。大谷先生は、三代目の理事長の使命は、「新しい人権問題の研究体制を整備すること」であるとされ、社会の変化により新しい人権課題が続出していること、センターの財政運営が大変厳しいこと等を踏まえ、センターの運営に関する「あり方検討委員会」を設置し、2017年11月に、センターの「改革ビジョン」を取りまとめられた。

それまで当センターは、第1部国際人権保障体制の研究、第2部同和問題の研究、第3部定住外国人の人権問題の研究、第4部女性の人権問題の研究、第5部人権教育の理論と方法の研究、第6部企業と人権の研究というやや固定的な部制度をとっていた。しかし、それでは、新たに生起する人権課題に十分に対応できないのではないかと、大谷先生は新たに「プロジェクトチーム型」の共同研究体制を導入された。現在の第1部インターネットと人権、第2部共に生きる地域研究の可能性、第3部子どもの人権、第4部性的マイノリティと人権、第5部ビジネスと人権という現代的な人権課題に取り組む「プロジェクトチーム型」の研究体制は、今も当センターの調査・研究推進の原動力となっている。

この意味でも、大谷實先生の当センターへのご貢献は計り知れない。大谷先生は、「一人ひとりが幸福を求めて自分らしく生きる権利の確立」を目指して、世界人権問題研究センターの運営と発展に携わってこられた。

私ども残されたものとしては、先生のご功績をしっかりと受け継ぎ、世界人権問題研究センターのなお一層の発展のために、全力を尽くす所存である。改めて大谷實先生のご遺徳に深甚なる敬意を表すると同時に、大谷先生の平安をお祈りしたい。

大谷實先生のご冥福をお祈り申し上げます

研究センター副理事長
薬師寺公夫

世界人権問題研究センターの前理事長であられた大谷實先生が本年1月6日にご逝去されました。心から哀悼の意を表しますとともに、先生のご冥福をお祈り申し上げます。

同志社大学の総長であられた大谷實先生の御高名は、しばしばお伺いしていたものの先生に直接お目にかかったのは、先生が2015年4月に当センターの理事長に就任されて以降のことです。立命館アジア太平洋大学での赴任期間を終えて京都の立命館大学法科大学院に帰任し、2016年に安藤仁介前所長の仕事を受け継がれた坂元茂樹所長の下で、当時の第一部『国際的人権保障体制の研究』の部長と当センターの『あり方検討委員会』の委員の任を仰せつかったことが契機となり、センターのさまざまな会議と活動で一緒させていただくことになりました。大谷先生は「三代目の理事長の使命は、新しい人権問題の研究体制を整備することである」とされるとともに、財政的にも持続可能なセンターの体制・運営の構築が必要として、『あり方検討委員会』を起ち上げて、改革案をまとめあげられ、それを実施してこられました。大谷理事長、安藤所長、坂元所長、西川隆善事務局長、淀野実事務局長の強力なリーダーシップの下に、旧来の部門制による研究体制は、新たにプロジェクト型の研究体制にバージョンアップされ、現代のニーズに適合し、一層強力な発信力をもった体制・運営の基礎が築かれ、その発展のための努力が現在も日々続けられていると感じております。

先生は、GLOBE誌の連載「新しい人権問題への対応」で、現代の人権問題に対する先生ご自身のお考えを発信されてこられました。2015年夏号の中で述べられた「新しい人権問題を考えるうえで大切なのは、憲法上でこれまでではっきりと人権とは認められていないものについても、人間が人間らしく生きて行くうえで必要不可欠と考えられる利益は、幸福追求権に基づく人権として保障し、その侵害に対しては救済すべきだということです」という先生のお考えは、先生自身も運動に取り組みされた犯罪被害者の救済をはじめ、終末期医療、生殖補助医療、インフォームド・コンセント、精神衛生法、死刑制度、インターネット、コロナ禍など各論全体に貫かれており、国際人権法の研究に携わる私にとっても貴重な示唆をいただいたと思っています。

先生のご自宅が宇治の菟道小学校の近くで、センター理事長の時に先生は健康のために宇治橋商店街を散歩されることがあり、JR宇治駅に向かう途中商店街でばったりとお会いして、ご挨拶申し上げたことが何度かありました。そのお姿はもう見ることはできませんが、先生がその礎の構築に尽力された世界人権問題研究センターの人権研究、教育、啓発の活動がさらに発展するように先生のご遺志を継承していきたいと存じます。

青少年の SNS 利用規制



研究センター研究員・プロジェクトチーム 1 リーダー
京都大学大学院法学研究科教授 曾我部 真裕

2025 年 12 月 10 日、オーストラリアで改正オンライン安全法が施行された。これは、16 歳未満の者によるソーシャルメディアの利用を事実上禁止する規制であり、日本でも大きく報道された。対象となるのは、TikTok、X、Instagram、YouTube など、所定の主要サービスを運営する事業者で、16 歳未満の利用者がアカウントを保有しないよう、合理的な措置を講じることが義務づけられる。義務に違反した場合、最大で約 4,950 万豪ドル（約 50 億円）の過料が科される。施行後の状況としては、成人向けの世論調査では 8 割が規制を支持し、青少年の間からも勉強や趣味に集中できるといった好意的な反応がある一方で、規制を回避して利用を続けたり、規制対象外の類似アプリにユーザーが流れるなどの行動も見られるとのことである。最近になって、デンマーク、フランス、スペインなど他の国々でも、類似の立法を検討する動きが相次いでいる。

他方で、各国の青少年保護政策は、必ずしもこうした方向にばかり向かっているわけではない。例えば、現在段階的に施行が進められているイギリスのオンライン・セーフティ法は、年齢による一律の利用禁止を採用していない。同法は、ソーシャルメディアや検索サービスなどに対し、青少年のアクセスがあるかどうか評価し、有害コンテンツに青少年がアクセスできないような措置をとることなどを求める。このほか、EU ではデジタルサービス法の下で未成年者保護に関するガイドラインが策定され、アメリカでも、州レベルでさまざまな立法の試みが続いている。

一律禁止か否かという違いはあるが、なぜ近年になって、各国でこうした規制が相次いでいるのだろうか。インターネット上の青少年保護をめぐる規制自体は、

以前から存在していた。従来の規制は、アダルトコンテンツなどの有害情報への対処を中心とするものであった。その後は、ネットいじめや、見知らぬ大人と出会って性被害に遭うといった問題への対応が重視されるようになった。最近の動きは、これらに加え、ソーシャルメディアが子どもや若者のメンタルヘルスに及ぼす影響や、AIなど新たな技術に起因するリスクに目を向けている点に特徴がある。このテーマにおいて広く参照されている OECD のリスク分類も、2011 年に作成されたのち、状況変化を踏まえて 2021 年に改訂されている。

実際、2010 年代以降、若年層のメンタルヘルスが世界的に悪化しているとの指摘が相次いでおり、その要因の一つとして、スマートフォンやソーシャルメディアの影響が挙げられている。例えば、2023 年 5 月、米国保健福祉省は、ソーシャルメディアを 1 日 3 時間以上利用する子どもや青少年では、うつ病や不安などの精神的健康リスクが約 2 倍になるとの研究報告があるとして、注意喚起を行った。日本でも様々な研究がなされているが、例えば 2024 年 6 月、国立精神・神経医療研究センターなどの研究チームが公表した研究成果によれば、思春期におけるインターネットの不適切使用が精神病症状（幻覚や妄想のような体験）および抑うつといったメンタルヘルス不調のリスクを高めるとされた。さらに、インターネットの不適切使用による抑うつのリスクは女性の方が大きいこと、また、精神病症状のリスク上昇は社会的ひきこもりを介して起こることも示唆されたとのことであった。また、国立精神・神経医療研究センターなどの別の研究チームは、2025 年 8 月、因果関係を推定できる厳密なデータ分析法を用いて、オンラインゲームを不適切に利用し続けると、メンタルヘルス不調のリスクが高まることを確認したとの発表を行った。

アメリカでは、自死した青少年の遺族や、州司法長官などが、ソーシャルメディア事業者のアルゴリズム設計や運営の在り方が青少年のメンタルヘルスに悪影響を及ぼしたとして、同事業者を相手取る訴訟が近年相次いで提起され、本年 3 月 25 日にはカリフォルニア州地方裁判所で、メタとグーグルに責任を認める陪審判決が下された。日本ではこうした訴訟の例は知られていないが、提訴を模索する動きは存在する。

一方で、ソーシャルメディアの利用には、肯定的な側面があることも否定でき

ない。情報へのアクセスや他者との交流は、子どもの成長や社会参加にとって重要な意味を持つ。この点について、国連子どもの権利委員会は、2021年に採択した一般的意見25号において、子どもは保護される対象であると同時に、情報へのアクセスや参加の主体でもあると指摘している。そして、一律の年齢制限や過度な遮断は、表現の自由や発達の権利を侵害するおそれがあるとしている。

では、日本ではこの問題にどのように取り組んできたのだろうか。日本では、青少年のインターネット利用をめぐり、利用自体を制限・禁止する考え方と、リスクを低減しながら利用を認め、リテラシーを育成する考え方との対立が以前から存在してきた。2008年に制定された青少年インターネット環境整備法は、後者の立場を明確に採用し、青少年が安全・安心にインターネットを利用するためには、主体的に情報を取捨選択し、適切に発信する能力を身につけることが重要であるとの基本理念を掲げた。このアプローチは、憲法上の表現の自由や知る権利とも整合的であり、現在においても基本的妥当性を有している。

最近話題となった愛知県豊明市の豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例も、スマホの使用を禁止するのではなく、あくまで適正利用を求めるものである。家庭内のことに自治体が口出しすることにつき批判もあり、確かに運用上細心の注意は求められるが、これまで過小評価されてきたスマホのリスクを周知し、また、自治体がこの問題に積極的に取り組む根拠を与えた面はあるだろう。

環境整備法は、①青少年有害情報へのアクセスを防止するためのフィルタリングの普及と、②リテラシー獲得のための教育・啓発を二本柱として構成され、SNSを通じた犯罪被害への対応もこの枠組みで対処されてきた。しかし同法はガラケー時代を前提としており、携帯電話会社に対しては契約時の説明義務やフィルタリングの原則有効化など重い義務が課される一方、ソーシャルメディア事業者やOS事業者の取組は努力義務にとどまり、AI事業者の責任は想定されていなかった。結果として、保護者と携帯電話会社に責任が過度に集中する構造が形成されていた。

現在ではスマートフォンが中心となり、携帯電話会社が担える役割は大きく縮小している。既存のフィルタリングは、アプリ単位の利用制御にとどまり、SNS

内での有害投稿の非表示やアルゴリズムによる露出制御には十分対応できない。このため、ガラケー時代を前提とした環境整備法の仕組みを、スマホとソーシャルメディア、生成 AI の時代に適合させる必要性が明確となっている。

こうした問題意識の下、2024 年 11 月、筆者を座長として、こども家庭庁に「インターネット利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」が設置され、2025 年 8 月に「課題と論点の整理」が取りまとめられた。同整理は、インターネットが青少年の日常生活の基盤となり、低年齢層を含め利用が常態化している現状を踏まえ、SNS を契機とする犯罪被害、誹謗中傷やいじめ、闇バイト、消費者トラブルに加え、生成 AI による性的ディープフェイクなど新たなリスクが顕在化していることを指摘した。その上で、従来のフィルタリングと教育中心の枠組みのみでは、リスクの多様化・複雑化に対応できなくなっているとの認識が共有された。

検討の結果、一律の年齢規制ではなく、青少年の知る権利や表現の自由、インターネットが学習や居場所として持つ意義を踏まえ、ウェルビーイングを軸とした多面的・総合的対応を志向すべきとの基本的方向性が示された。具体的には、受信リスクだけでなく、発信や他者との接触に伴うリスクへの対応強化、ソーシャルメディア事業者や OS 事業者、AI 事業者を含む幅広いステークホルダーの関与、技術的保護手段やコンテンツレーティングの在り方の検討、青少年自身のリテラシー向上と官民連携による啓発の強化が課題とされている。

その後は、この「課題と論点の整理」に基づき、各省庁において検討が進められ、筆者を座長とすることも家庭庁「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」において取りまとめがなされる予定である。環境整備法改正の課題としては、青少年保護に関する責任主体のリバランスを図りつつ、年齢確認の制度化や事業者の自主的取組を後押しする法的枠組みを検討することが求められる。ただし、有害情報やアルゴリズムを一律に定義・規制することには困難が伴うため、各事業者の取組の実効性を評価し、関係者の意見を反映させる仕組みを構築することが重要である。

青少年保護は効果が見えにくい分野であるが、問題意識が高まる今こそ、十分な議論を通じて時代に即した制度を構築する必要がある。

「犬笛」表現の法的責任をめぐって



研究センター研究員

九州大学基幹教育院准教授 梶原 健佑

2025年10月24日、大阪地裁は、在日コリアンであるAが“朝鮮学校の保護者会の役員だったこと”、“従兄がスパイ事件により軍政下の韓国で死刑判決を受けたこと（後に再審無罪が確定）”をSNS上に書き込み、Aの写真も複数掲載して個人を同定できるようにした保守派の市議会議員Bの行為が不法行為にあたるとして損害賠償を命じる判決を下した。投稿にはAへの攻撃を促すような文面は含まれていないものの、多数のフォロワーを持つBが投稿した後、Aに対する差別的な書き込みが拡大し、Aは誹謗中傷に怯え、外出時はマスクを外せなくなったという。

相手方への差別や攻撃となる表現やそれらを煽る・助長する表現を直接的には用いることなく、暗示的な表現によって支持者らをけしかけける手法は昨今SNS上でしばしば確認され、「犬笛を吹く」と形容されて問題視されている。元来「犬笛」とは、人間には聞こえないが犬には聞こえる周波数を発して犬の訓練に用いる笛のことで、そこから転じて、論争を喚ぶ問題について、否定的な注目を集めることなく、特定の集団にのみメッセージを伝えることを指した（coded hate speechとも呼ばれる表現も同様の問題構造になる）。したがって、典型的な「犬笛」の場合、表現自体は表面上違法性を孕むように見えないことから、仮に表現に触発された者が違法行為に及んだ事案でも、発言者に「私はそんなつもりで発信したのではない」と言われれば責任追及は難しくなる。

実際、「犬笛型ヘイトスピーチを違法と認定！」等と報道で紹介された先の大阪地裁判決も、“親族がスパイ事件で死刑判決を受けた”という内容の投稿がAの名誉とプライバシーを、写真の投稿が肖像権を侵害するとして不法行為の成立が認定された一方、犬笛表現について独立して何らかの違法性を認めてはいない（判決文中に「一定の政治的思想等を有する者による原告個人に対する攻撃を誘

発する危険を含むものといえることも考慮すれば、これにより原告が被った精神的苦痛は小さくない」との一節が存在するのみ。なお、現在は高裁に係属中)。

2016年に所謂「差別解消三法」が施行されたが、法律内において差別表現は違法と位置づけられておらず、差別や攻撃を煽る・助長する表現の法的責任、ましてや暗示的に煽る・助長する表現のそれに関しては十分に議論されていない。差別の誘発・助長に関しては、「不当な差別を受けることなく……平穏な生活を送ることができる人格的な利益」の存在を認め、助長する表現がこれを侵害すると評価した裁判例〔東京高裁 2023年6月28日判決〕が現れており、今後の議論の足掛かりとなろう。他方、刑事責任に関しては、(脅迫や煽動の正犯のほか、)受け手が犯罪行為に及んだ場合に状況・文脈次第では犬笛発言者が共犯に問われる余地は僅かに存するものの、そもそも憲法学は表現が受け手の違法・有害な行為を誘発した(しかねない)という理由で発言者を処罰することに消極的な態度を示してきた。なぜなら、当該表現が一因だとしても、受け手の自由な意思で行為した以上、その責任は受け手(だけ)が引き受けるのが法の原則であること、「第三者が過激に(あるいは誤解して)受け取って妙な行為に及ぶかもしれない」という理屈で責任を問われるならば、人々が萎縮して社会的発言が控えられてしまう等の理由からである。表現の自由を特に厚く保護する米国では、1969年に最高裁が「差し迫った違法行為を扇動する意図をもって表現を行い、その違法行為が実際に起こる蓋然性が高い場合」にしか煽動を処罰できないとするルール(Brandenburg rule)を示し、これは日本の学界でも好意的に受容されてきた。ところが、今日ではSNS上での煽動行為(や犬笛を吹く行為)が急増している一方、このルールは聞き手に直接対面で呼びかけるような状況を想定しているため、悪質な行為の多くが処罰可能な例外に該当せず野放しになってしまう、と危惧されている。そこで米国では、上記ルール等は維持しつつ(U.S. v. Fullmer, 584 F.3d 132 [2009]やU.S. v. White, 698 F.3d 1005 [2012]等を参考に)丁寧な文脈を把握して犬笛表現のケースも含めて適切な解決を得るよう志向する立場のほか、ルールそのものの見直しを唱える声も出ている。

近時の情報環境の変化は多方面から憲法学に従来の法理論への見直しを突き付けているが、本稿が扱った問題もその一例である。日本でも問題がさらに深刻化する前に議論を始めておく意義はあろう。(脱稿後、東京地判 2026年3月26日に接した。本稿はJSPS 科研費 JP25K04755の助成による研究成果の一部である。)

今村壽子氏を偲んで

～今村家文書の発見から住宅保存まで～



研究センター研究員

元今村家文書研究会幹事 重光 豊

かつて伏見街道と呼ばれたその道に面して重厚な民家が佇んでいる。見るからに古色蒼然として歴史を醸し出すその住宅が、『今村家住宅』として認識されるようになるのは母屋の屋根裏部屋の長持ちから数千点に及ぶ文書群が発見されてからである。

すなわち1997年12月、初代今村忠右衛門（生年不詳～1628年・寛永5）より数えて12代目当主である今村壽子さんの決断により、戦国期より代々保存されてきた文書が世に出されることとなった。その後多くの研究者の協力を得、18年の年月を経て『今村家文書史料集』上下2巻が刊行されたが、この間の経緯や成果は同史料集に詳しいところである。

史料集刊行後、母屋住宅等の保存・継承の問題が浮上した。住宅については、建築時期や変遷を示す文書が図面とともに残されており、近世民家建築の貴重な遺構であることが明らかになった。その成果を踏まえ2018年には国の登録有形文化財に指定された。今村家には、建物とともに歴代の当主が使っていた生活用具や生業用具などを捨てることなく、そのことが家訓であるかの如く保存されてきた。跡継ぎのない今村さんには、建物とともにこれらを後世に残すことは大いなる責務と考えていたに違いない。今村家縁故の税理士や専門家に方策の相談をされ、筆者にもあった。NPO法人や財団法人の設立による維持・管理が候補として挙がり検討したが、いずれも持続面で不安があるとの結論に至った。

その後、新型コロナ禍の時期を挟んで話は中断していたが、2024年に今村さんより「がんの転移が見つかり通院治療が必要になったので住宅継承問題の解決を急ぎたい」との相談があり、再開された。同年の秋からは同じ本町通りに在住で遠戚に当たる方にも加わっていただき作業を進めることとした。

まず検討したのが、京都市内の大学が地域連携の方針のもと貴重な町屋遺構を学生の活動やゼミなどに活用している事例があり、しかるべき大学に土地・建物を寄附し活用してもらいながら継承を図っていくというものであった。そこで、

関係者などを通じて順次相談を進めていった。その中から、近隣で「町家活用を検討している」大学との話が進み、役員や事務局の方々の現地見学・調査にまでこぎつけたのであるが、最終的には「維持・管理の経費面で受け入れ困難」との結論に至り振出しに戻ったのであった。

ただ、結論後、同大学の関係者の方より京都市の方で貴重な町屋について、まちづくりの観点から寄附を受け入れる施策ができたとの情報をいただき、続いて京都市への寄贈による維持・継承の道筋を探ることとした。直ちに関係者を通じて打診をしたところ、2025年4月に市の担当部課より見学をいただき、その後順調に話が進み、5月には寄贈の申出書の提出に至った。

ここまでは順調に進んだように見えるが、前年の秋ごろには今村さんのがんはステージ3から4へと進行しており、大学病院へ通院しなら放射線や抗がん剤による治療を続けられていた。特に脊椎への転移により「歩行時の痛みがひどい、痛み止め薬も効かない」とのことで、通院には介護者を伴わなければならない状態になっていた。そして25年3月の診察で「余命3か月、治療打ち切り」を宣告されたとのことで衝撃を受けた。医師から「緩和ケア病院への入院」を紹介されて自宅近くの病院へ手続きをされたが、結局一度も入院されることなく、在宅で痛みをこらえながら月に3～4回ペースで我々との打ち合わせや住宅調査等の案内の全てに立ち会われていた。5月31日には京都市への遺贈の旨等を記した『遺言書』を、痛みこらえながら書き上げられ指定弁護士に託されたのである。

今村さんは生前処理を急ぎ、東山区の地藏山墓地（妙法院の東側）にある先祖歴代の13基の墓石等の墓じまいもすることになり、前述の遠戚の方と筆者に託された。忘れもしない6月16日の朝10時に菩提寺の浄心寺ご住職とともに法要を行い作業の完了を見届け下山、様子を報告するべく11時20分頃今村家に到着。幾度か呼鈴を押したが返事がなく、不安を覚え警備会社に連絡し玄関のカギを開錠してもらい、中に入り仏間で今村さんが布団の横で倒れておられるのを発見した。その後、救急車が到着し京都駅前の救急病院へ搬送されたが、13時15分臨終を確認したとのことであった。当日朝は、遠戚の方や筆者に「墓じまいよろしく」と電話をされたり、10時ごろには出入りの工務店の方と玄関先で建物の修理工事の打ち合わせをされたりしていたのである。

今村家に伝わる諸々のことを後世に残そうと、痛みと闘いながら最後の朝まで奮闘されていたのであるが、安らかに眠りにつかれたように思う。享年87歳であった。遺骨は今村家の斜め向かいにある浄心寺の先祖累代墓に納められている。

「面」の普及と多様性の包摂を、どう実現するか



研究センター研究員

兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 川上 泰彦

学校教育における子どもの人権保障を実践・実装しようとする際に、福祉や医療の関係者と教育行政・学校関係者との間で、基本的な「見え方」「考え方」（いわば慣習や習性）の違いが指摘されることがある。これまで学校教育については「面」としての普及が重視されてきたが、新たに医療や福祉による多様な支援と包摂が求められるようになり、そのギャップが「違い」として顕在化している、とまとめることができよう。

学校教育（公教育）は、子どもに広く知識や規範を提供する機能を担っている。これを国家や社会の統合を高めるために必要な知識や規範を身につけさせるものと評価することもできるが、社会の中で生きていく上で必要な（いわば自身の身を守る）知識や規範を身につけさせるものとして、人権保障の一つに位置付けることもできる。この仕組みを公的に整え、広く行き渡らせることが教育行政の重要な役割となるが、その中ではルールや基準のもと、一定程度の共通性を確保することが求められる。ともすると「画一的な教育」という言葉が一種のネガティブな意味を伴い、一方で「地域事情に応じた教育」や「創意工夫を生かした教育」という言葉がポジティブな意味を伴うことがあるが、「地域事情に応じる」や「創意工夫を生かす」という言葉が、広範で共通・均質な普及を行わない（放置・放任する）方便に使われるような場面を想定すると、その解釈は必ずしも適切とは言えない。地域の地理的環境や経済的環境に関係なく、学校教育（公教育）を「満遍なく行き渡らせる」には、一定のルールや基準を根拠とする共通性・均質性の保証が必要であり、地方分権が進んだ現代においてもなお、学校教育においては広域の最適化を志向し、「抜け駆け」を良しとしない傾向は根強い。

また日本の教育行政では、こうした地域間・学校間の共通性・均質性を確保す

るための制度が発達してきた。校舎等のインフラ、教育課程や教材（教科書）、スタッフ（教員）の資格や採用・異動・給与、教員の配置（員数）や学校運営に必要な費用の配分などに関する諸制度は、小規模校や不便地等の学校において手厚い条件整備が行われるよう設計されてきた。これらは、さまざまな規模や環境のもとにある学校においても教育条件が均質なものになるよう、いわゆる「面の平等」（荻谷剛彦『教育と平等』中公新書，2006年）の実現に寄与してきた。

このように地域間・学校間・教室間でのばらつきが出ないような教育供給を重視してきた学校教育に対して、近年では新たに地域内・学校内・教室内の多様性・ばらつきに向き合うことが求められるようになった。経済面などに起因する家庭環境の多様性に対する福祉的な対応や、発達の高齢性に対する特別支援教育や医療的な対応、家庭の文化的背景の多様性への対応など、学校教育が従前より意識してきたものとは異なる単位・空間での平等や権利保障が求められ、異なる「見え方」「考え方」を導入する必要性が生じてきた。

しかも、各学校・各教室における子どもの多様性の尊重や包摂が求められる中でも、地域・学校・教室における「面の平等」への期待は維持される。したがって「見え方」「考え方」の広がりや学校・教員だけで引き受けることはある種のストレスを内包する。たとえば、これまで教員が定期的に異動し、特定の学校に長期在籍しないような仕組みを整備してきたことは、人事配置の工夫（テコ入れ）によって学校課題への対応を効果的に進め、地域間・学校間のばらつきを拡大させないことに寄与してきた一方で、地域や学校の特性を深く知悉する教員の確保を難しくしてきた。こうした中で、新たに地域・学校の持つ特性・多様性への対応を求めようとすると、特性の強い（より深い支援や権利保証が必要な）学校・教室においては特に、そこに異動した教員は葛藤を伴いながら「見え方」「考え方」を整えて教育実践を展開することが求められることになる。

学校において医療や福祉の専門人材との多職種連携を進めることは、この「見え方」「考え方」の幅を個々の教員レベルでなく、組織レベルで広げることを意味している。各々の専門性に根差した「見え方」「考え方」を大切にしつつ、互いに葛藤・調整しながら組織としてその幅を広げる実践を蓄積することが、学校での人権保障充実に向けて求められている。

性的マイノリティと寛容



研究センター研究員
中京大学教養教育研究院 風間 孝

同性愛に寛容な日本？

世界には、同性間の性行為を死刑の対象とする国が約 10 ヶ国、懲役刑とする国は約 80 ヶ国存在する。また宗教的教義の影響により同性愛などの性的マイノリティを認めない国も少なくない。こうした国と比べて、同性間の性行為が禁止されておらず、同性愛を否定する宗教の影響力が小さい日本は同性愛者や性的マイノリティに寛容だと言われることがある。

寛容という概念

そもそも寛容とはどのような概念なのだろうか。『広辞苑』（第七版）によれば、寛容とは嫌われていたり、自分にとって認められなかったりする異端的な少数の意見や行動を許容し耐える能力を指す。だが異端的な少数意見や行動を受け入れるのが寛容だとしても、寛容な人があらゆる意見や行動を許容することはない。そこから、寛容には特定の意見や行為は許容するが、そこから超え出たものは拒絶するという境界線が存在することがわかる。以上を踏まえれば、性的マイノリティに寛容な人とは、性的マイノリティの考えや行動を好ましいとは思っていないが、それを許容できる能力を持っている人のことであり、許容の限度を超えた場合には性的マイノリティの考えや行動を拒絶する力を持っている人であるといえる。

杉田発言にみられる寛容の限界

元国会議員の杉田水脈氏は、2018 年に出版されたエッセイの中で、「LGBT のカップルのために税金を使うことに賛同が得られるのでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです」と記した。この発言に対しては多くの人が人の価値を「生産性」で測っているとして批判した。

一方で、杉田氏は、日本では欧米のように宗教や法律によって迫害された歴史がない、ゆえに日本は性的マイノリティに寛容であり、友達がゲイやレズビアンでも「気にせず付き合える」とも述べている。LGBT を「生産性がない」と否定

することと、ゲイやレズビアンが友達でもつきあえると述べるこの間には矛盾があるようにも見える。

しかし、この矛盾を可能にしているのが寛容な態度なのである。友達がゲイやレズビアンでも「気にせず付き合える」と述べていることから、杉田氏は自らを性的マイノリティに寛容だと考えていると思われる。だが、寛容な態度をとっているなら、杉田氏の言動には性的マイノリティへの受容／拒絶の境界線があるはずである。

その境界線は、「LGBTのカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか」と杉田氏が述べるように、「税金の投入を求める／求めない」に引かれている。性的マイノリティが税金の投入を求めない態度とは、性的マイノリティの関わる事柄を公共的な問題として取りあげない態度である。この態度は性的マイノリティに関わる事柄を私的領域に限定するかぎりにおいて、許容する態度だと言えるだろう。

「認めてあげる」という上から目線

寛容な人は、許容／拒絶の境界を決定する権力を持ち、寛容の対象となる人はその決定にもとづいて許容されたり排除されたりする。寛容は、それを与える主体と、与えられる客体の間に上下関係をつくり出すのである。デニス・アルトマンは、同性愛者への抑圧の形態には「迫害」「差別」「寛容」の3つがあると述べる。そのうえでアルトマンは、寛容について相手と自分の差異を対等な立場から尊重するのではなく、優位な立場から「認めてあげる」ことだと語る。その例として「あなたが同性愛者なんて、なんとお気の毒な。でも私はあなたのことが好きですよ」という発言をあげ、こうした憐れみは「受容」ではなく、寛容であると述べる（デニス・アルトマン『ゲイ・アイデンティティ』）。寛容という「上からの眼差し」は「わたし」と「性的マイノリティ」の間に上下関係を作り出すことになる。

おわりに

性的マイノリティにとって生きやすい社会とは、誰を好きになるか・どのような性別で生きるかを、誰かに認めてもらう社会ではなく、それは人権であり、誰にとっても尊重されることが同意されている社会である。別の言い方をすれば、性的マイノリティにとって生きやすい社会とは、性的マイノリティの生き方を性的マジョリティが「上から」許容する、寛容な社会ではなく、それぞれが対等な関係の中で、どのように性にかかわって生きていくかを自分自身で決定できる社会であり、ひとりひとりが生き方を決定する権利（自己決定権）を持ち、それを認め合う社会であるといえよう。

「ビジネスと人権」とハラスメント



研究センター研究員・特定社会保険労務士
藤木 美能里

1 はじめに

昨年6月11日にカスタマー・ハラスメントの措置義務・事業主の責務を規定した「改正労働施策総合推進法」が公布され、今年10月1日に施行されようとしている。あわせて、男女雇用機会均等法（以下、「均等法」）に、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント（就活セクハラ）を防止するための事業主の雇用管理上必要な措置義務も規定される。これらは現行法でカバーできない分野への対応として改正されるものである。

2 日本におけるハラスメント法制の経緯

日本のハラスメント法制を振り返ると、1997年の均等法改正（1999年4月1日施行）により、セクシュアル・ハラスメントの事業主の配慮義務（女性労働者対象）が規定されたことに始まり、2006年には事業主の措置義務（男女労働者対象）に改正された（翌年4月1日施行）。

その後、雇用対策法が労働施策総合推進法に名称変更されて、パワー・ハラスメントの事業主の措置義務等が規定され、均等法には妊娠・出産等に関する言動に起因するハラスメント（マタニティ・ハラスメント等）の事業主の措置義務を、育児・介護休業法には育児・介護休業等に関する言動に起因するハラスメントの事業主の措置義務等を規定し、2020年6月1日に施行された（パワー・ハラスメントに関して中小企業は2021年3月31日まで努力義務）。また、2024年11月1日に施行されたフリーランス法にもハラスメントの措置義務が設けられた。注）法律条文に、「ハラスメント」の文言は使用されない。

3 国際的なハラスメント規制

2019年6月21日に、ILO「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第190号条約）及び同名の勧告（第206号勧告）」が採択され、「仕

事の世界における暴力とハラスメント」に特化した初の国際労働基準が定義され2021年6月25日に発効している。日本は未批准である。

本条約で「仕事の世界における暴力とハラスメント」とは、「単発的か反復的なものであるかを問わず、身体的、精神的、性的又は経済的害悪を引き起こすことを目的とした、又は結果を招く若しくはその可能性のある一定の許容できない行為及び慣行またはその脅威であり、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含むもの」(第1条)と定義されている。そして、「加盟国は、条約の定義に適合するように、暴力とハラスメントを法律で定義し、禁止すること」(第7条)、「立法・司法・行政のすべての観点から、暴力とハラスメントを根絶する横断的な政策を実施することで、政労使それぞれが役割分担し、協力して予防・解決すること」(第4条)を求めている。

4 国際基準との比較

国際基準がハラスメントを包括的に捉えていることと比較して、日本のハラスメント法制は、ハラスメントを種別化し個々の法律に規定したことにより、様々なハラスメントが重なり合って複合的に生じるという視点を欠き、法律の網からこぼれるハラスメントに対応できないという問題を生じさせている。

また、日本のハラスメント法制には、人権という言葉が用いられず、ハラスメント禁止規定も置かれていないことで、被害者救済の視点が弱く、ハラスメントは犯罪行為になり得るという視点も希薄で、ILO条約の趣旨から乖離しており、ハラスメントの根絶を困難にしている。

5 結びに「ビジネスと人権」の観点でハラスメント対策を

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、①国家の人権保護義務、②企業の人権尊重責任、③救済へのアクセスを3本柱に掲げ、企業には、人権方針を策定し、人権デューデリジエンス(人権リスクを特定・評価し、予防・軽減をはかるプロセス)に取り組み、実効性のある救済制度を設けることで、事業活動を通じて、サプライチェーン上の人々を人権侵害から守る取組を求めている。

企業が「ビジネスと人権」の取組を通してハラスメントの根絶を目指すことは、生産性や企業価値の向上につながり、全ての人が対等に相互に尊重し合える、公正で持続可能な社会の実現へとつながることができる。世界が混迷し分断に向かう今、共生へと戻すためにこれらの取組が益々重要になる。

「逃げたい」をめぐる物語

(誌上ワークショップ)



穀雨企画室 代表

渡辺 毅

2025年11月26日、「『逃げたい』をめぐる物語」と題し、人権大学講座でワークショップを実施しました。

人権を侵害されている人が「逃げたい」と思い、誰かの人権を侵害したことで非難を浴びている人がその状況から「逃げたい」と思う。いずれも人間らしい心理と言えるかもしれません。「逃げたい」は人権を考えるキーワードになりそうな気がしました。そこで実施したのが今回のワークショップです。

まずは参加者に「最近『人のせい』にしたこと」を思い返してもらいました。「電気の消し忘れを夫のせいに」「出会い頭の事故を相手のせいに」等々。「人のせい」にするのは、非難や責任から「逃げたい」場合にありがちなこと。つまり「逃げたい」は、私たちの日常にもしばしば顔を出す感情なのです。

続くアクティビティではまず、ハラスメントの具体的な事例をグループごとに考えてもらいました。「ドラマを作るつもりで、できるだけ『悪質な』事例を」。かつて演劇の脚本を書いていた私は、ワークショップに「ドラマ作り」の手法をよく採り入れます。ドラマは絵空事ですが、投影された現実から人間社会のありようについて思索を深めることができます。それに、ドラマだと思えば「悪いやつ」も気兼ねなく造形できます。

6つのグループが創出したハラスメント事例のうち、2例だけ紹介します。①「管理職となった人が新たな部署の古参職員に同調して、いじめの標的の社員にパワハラを限りを尽くす」。②「レストランの客が『メニューの写真と実物が違う』等々とバイト店員に難癖をつけ、しまいには『土下座しろ』と言う」。

重要なのはこの先です。これらのハラスメントが告発され、責められる立場になった加害者に「逃げたい」心理が生じたとして、どのように逃げようとするか。今度はそれを考えるのです。①では「古参社員に圧力をかけられていた。私も

被害者』と弁明する」。②では「『この店が好きだから良くしたいと思って指摘しただけ。すぐに謝ってくれば土下座まで要求しなかった』と開き直す」。いずれもありそうな話です。ハラスメントを責められた際の「逃げたい」は、参加者にも想像しやすい心理だったのかもしれませんが。

次のアクティビティは「カミングアウトしない人生」。マイノリティ性をもつ人がその属性を「カミングアウトしない」のは、カミングアウトした際に想定される差別や排除から「逃げたい」との思いに基づいている場合も少なくないと思われる。そこで次のような人物を各グループに割り当てます。A 被差別部落出身者、B 在日コリアン、C レズビアン、D トランス女性、E 親が暴力団員、F 犯罪歴がある。各グループには、割り当てられた人物にとっての以下の3つの場面に思いをはせてもらいました。①カミングアウトしてなくてよかったと感じる場面。②カミングアウトしていないことを悩む場面。③カミングアウトしたいと思う場面。

話し合いの結果を、ここでも2つだけ紹介します。Cについては、①パートナーとの同居を変な目で見られずに済んだ時、②親族から異性との結婚を勧められた時、③レズビアンだと公表している人が社会的に認められている姿を見た時。Fについては、殺人罪で服役した人を念頭に、①就職などの時、②ネットで過去が暴かれなかと不安な時、③同じ境遇の人と思いを分かち合いたい時。

参加者たちが〈他者〉の気持ちを真摯に想像してくれたことに感謝したい気持ちです。

最後に私は、「逃げない」事例を挙げました。「40代女性。家族は夫と5歳男児。会社勤めの夫は毎晩酒に酔って帰宅し、女性に暴言を吐き暴力をふるう。酔っていない時も侮蔑的な言葉が絶えない」。でも彼女は逃げない。なぜなのか、と問いかけてみました。参加者からは「経済的事情からでは?」「今も夫を好きなのかも」などの意見が出ました。「『逃げてもいいんだよ』と伝えたい」という感想もありました。この例のような女性は現実にはいるはずですが、「逃げない」「逃げられない」「逃げたくない」は人それぞれかもしれませんが、もし「逃げたい」なら「逃げたい」と言える世の中に…。これは私の思いです。

今回は「逃げたい」でしたが、1つのワードを設定して、そこに関わる人びとの心理に思いをはせる、そんなワークショップを今後も創造していきたいと考えています。

◆研究部門の紹介（2026年4月末現在・五十音順）

所 長 坂元 茂樹（神戸大学名誉教授）

○プロジェクトチーム1（インターネットと人権・情報空間に関する憲法問題）

リーダー 曾我部 真裕（京都大学大学院法学研究科教授）

専任研究員 謝 徳堃

嘱託研究員 上本 翔大（京都工芸繊維大学基盤科学系助教）

梶原 健佑（九州大学基幹教育院准教授）

門田 美貴（筑波大学人文社会学系助教）

木下 昌彦（神戸大学大学院法学研究科教授）

成原 慧（九州大学大学院法学研究科准教授）

松垣 伸次（同志社大学法学部教授）

増田 拓也（色川法律事務所弁護士）

水谷瑛嗣郎（慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授）

○プロジェクトチーム2（共に生きる地域研究の可能性）

リーダー 井岡 康時（元奈良大学文学部教授）

小林 丈広（同志社大学文学部教授）

専任研究員 小林ひろみ

嘱託研究員 秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）

関口 寛（同志社大学人文科学研究科教授）

廣岡 浄進（大阪公立大学人権問題研究センター教授）

山内 政夫（元柳原銀行記念資料館事務局長）

○プロジェクトチーム3（子どもの人権）

リーダー 山野 則子（大阪公立大学研究推進機構特任教授）

専任研究員 天谷 宙詩

嘱託研究員 有江ディアナ（徳島大学教養教育院講師）

嘱託研究員 呉 永鎬（鳥取大学地域学部准教授）

川上 泰彦（兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授）
 惣脇 宏（京都産業大学現代社会学部客員教授）
 田中 宏樹（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）
 村井 琢哉（NPO 法人山科醍醐こどものひろば理事長）
 村上 正直（奈良大学文学部教授）

○プロジェクトチーム4（性的マイノリティと人権）

リーダー 風間 孝（中京大学教養教育研究院教授）
 専任研究員 赤塚 叶実
 嘱託研究員 有田 啓子（立命館大学生存学研究所客員研究員）
 釜野さおり（早稲田大学社会科学総合学術院教授）
 金 友子（立命館大学国際関係学部教授）
 熊本 理抄（近畿大学人権問題研究所教授）
 小門 穂（大阪大学大学院人文学研究科准教授）
 新ヶ江章友（大阪公立大学文学研究科教授）
 堀江 有里（清泉女子大学他非常勤講師）
 水野 英莉（流通科学大学人間社会学部教授）

○プロジェクトチーム5（ビジネスと人権）

リーダー 吾郷 眞一（九州大学名誉教授）
 専任研究員 冠野つぐみ
 嘱託研究員 井上 良子（龍谷大学他非常勤講師）
 井水 啓之（パナソニックホールディングス株式会社ソーシャル サステナ
 ビリティ部ヒューマンライツ推進課アドバイザー）
 大村 恵実（CLS 日比谷東京法律事務所弁護士）
 香川 孝三（神戸大学名誉教授）
 菅原 絵美（大阪経済法科大学国際学部教授）
 藤木美能里（労務管理オフィス藤木特定社会保険労務士）

三輪 敦子（関西学院大学総合政策学部教授、（一財）アジア・太平洋人権
情報センター所長）

[登録研究員]

（登録チーム1）アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹（所長、神戸大学名誉教授）

阿部 浩己（明治学院大学国際学部教授）

※有江ディアナ（徳島大学教養教育院講師）

小畑 郁（名古屋大学名誉教授）

北村 泰三（中央大学名誉教授）

齋藤 民徒（関西学院大学法学部教授）

杉木 志帆（香川大学教育学部准教授）

徳川 信治（立命館大学法学部教授）

戸田 五郎（京都産業大学法学部教授）

中井伊都子（甲南大学学長・法学部教授）

西井 正弘（京都大学名誉教授）

初川 満（横浜市立大学医学研究科客員教授）

前田 直子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

※三輪 敦子（関西学院大学総合政策学部教授、（一財）アジア・太平洋人権
情報センター所長）

※村上 正直（奈良大学文学部教授）

薬師寺公夫（立命館大学名誉教授）

（登録チーム2）京都の都市周縁における歴史の記憶の継承

代表者 ※井岡 康時（元奈良大学文学部教授）

※秋元 せき（京都市歴史資料館歴史調査員）

梅田 千尋（京都女子大学文学部教授）

奥本 武裕（奈良大学文学部教授）

※小林 丈広（同志社大学文学部教授）

※小林ひろみ

- 重光 豊（元今村家文書研究会幹事）
 ※関口 寛（同志社大学人文科学研究所教授）
 西村 優汰
 西山 剛（京都府京都文化博物館学芸員）
 ※廣岡 浄進（大阪公立大学人権問題研究センター教授）
 ※山内 政夫（元柳原銀行記念資料館事務局長）

（登録チーム3）部落問題政策の形成に関する歴史社会学的研究

- 代表者 野口 道彦（大阪市立大学名誉教授）
 ※井岡 康時（元奈良大学文学部教授）
 石元 清英（関西大学名誉教授）
 笠井 高人（同志社大学経済学部准教授）
 ※小林 丈広（同志社大学文学部教授）
 白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）
 ※関口 寛（同志社大学人文科学研究所教授）
 田中 和男（同志社大学人文科学研究所嘱託研究員（社外））
 手島 一雄（同志社大学人文科学研究所嘱託研究員（社外））
 ※廣岡 浄進（大阪公立大学人権問題研究センター教授）
 室田 保夫（関西学院大学名誉教授）
 本岡 拓哉（同志社大学人文科学研究所准教授）
 吉田 文茂（同志社大学人文科学研究所嘱託研究員）

（登録チーム4）京都における在日コリアンの歴史

- 代表者 水野 直樹（京都大学名誉教授）
 ※呉 永鎬（鳥取大学地域学部准教授）
 杉本 弘幸（佛教大学歴史学部特任准教授、京都芸術大学大学院特任准教授）
 高野 昭雄（大阪大谷大学教育学部教授）
 鄭 祐宗（大谷大学国際学部准教授）
 鄭 榮桓（明治学院大学教養教育センター教授）
 盧 相永（関西学院大学経済学部非常勤講師）
 藤井幸之助（NPO法人猪飼野セツバラム文庫代表理事、同志社大学嘱託講師）

松下 佳弘
安田 昌史 (同志社大学人文科学研究所嘱託研究員)
李 伽耶 (京都大学大学院教育学研究科後期博士課程)
李 洙任 (龍谷大学名誉教授)

(登録チーム6) ジェンダー平等と女性の人権に関する総合的研究

代表者 斧出 節子 (京都華頂大学名誉教授)
軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)
澤 敬子 (京都女子大学非常勤講師)
萩原久美子 (桃山学院大学社会学部教授)
馬場 まみ (京都華頂大学現代生活学部教授)
※堀江 有里 (清泉女子大学他非常勤講師)
マーサ・メンセンディーク (同志社大学社会学部准教授)
源 淳子
山口 真紀 (神戸学院大学全学教育推進機構共通教育センター特任講師)
吉田 容子 (弁護士)

(登録チーム7) 移住者と人権の研究

代表者 薬師寺公夫 (立命館大学名誉教授)
※吾郷 眞一 (九州大学名誉教授)
※有江ディアナ (徳島大学教養教育院講師)
内田 晴子 (関西大学人権問題研究室委嘱研究員)
小畑 郁 (名古屋大学名誉教授)
川村 真理 (杏林大学総合政策学部教授)
北村 泰三 (中央大学名誉教授)
坂元 茂樹 (所長、神戸大学名誉教授)
杉木 志帆 (香川大学教育学部准教授)
杉田 昌平 (弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員・弁護士)
大道寺隆也 (青山学院大学法学部准教授)
徳川 信治 (立命館大学法学部教授)

戸田 五郎 (京都産業大学法学部教授)
 西井 正弘 (京都大学名誉教授)
 林 貴美 (同志社大学法学部教授)
 古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)
 前田 直子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
 水島 朋則 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

(無所属)

阿久澤麻理子 (大阪公立大学経営学研究院経営学研究科教授)
 岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)
 上杉 孝實 (京都大学名誉教授)
 岡田 敏之 (元京都教育大学教授)
 河内 将芳 (奈良大学文学部教授)
 小泉 友則 (株式会社 Kaien プリッジコンサルタント)
 坂田 良久 (崇仁発信実行委員会理事)
 下坂 守 (京都国立博物館名誉館員)
 菅澤 庸子 (大手前大学非常勤講師)
 外川 正明 (京都教育大学名誉教授)
 中川 理季 (関西学院大学社会学部非常勤講師)
 中島 智子 (元プール学院大学教授)
 野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)
 松波めぐみ (京都精華大学非常勤講師)
 師岡 康子 (東京弁護士会所属弁護士、早稲田大学非常勤講師)
 矢野 亮 (長野大学大学院総合福祉学研究科教授)
 山ノ内裕子 (関西大学文学部教授)
 山本 崇記 (立教大学社会学部教授)

(注) 複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究者

2026年度 人権大学講座 日程

	開催日時	種別	講座名	講師	
1	6月3日 (水)	13:30～ 13:40	開講式		
		13:40～ 14:00	授賞式	第3回安藤仁介賞授賞式	
		14:00～ 16:30	シンポジウム	子どもの権利をどう社会に根づかせるか	山野 則子 西岡加名恵 呉 永鎬 仲田 英成
2	6月26日 (金)	14:00～ 15:40	講義	豊臣秀長死後の奈良でおこった金をめぐる事件 —ならかし、奈良借—	河内 将芳
3	7月23日 (木)	14:00～ 15:40	講義	婚姻平等と人権 —同性カップルが「家族」となる権利をめぐって—	堀江 有里
4	8月5日 (水)	14:00～ 15:40	講義	インターネット誹謗中傷対策の最前線	増田 拓也
5	9月9日 (水)	14:00～ 15:40	講義	子どもの人権から考える —「支援が届かない子ども」を生まない社会と学校—	山野 則子
6	10月7日 (水)	14:00～ 15:40	講義	近世・近代の俗聖と地域社会—京都空也堂と空也聖—	菅根 幸裕
7	10月16日 (金)	14:00～ 15:40	ワークショップ	〈正しさ〉を吟味する	渡辺 毅
8	11月25日 (水)	14:00～ 15:40	講義	ジブリで考える人権—崇仁の地からの発信—	坂田 良久
9	12月4日 (金)	13:30～ 16:00	フィールドワーク	千本のまち 人とその歩み	ツラッティ 千本
10	12月16日 (水)	14:00～ 15:40	講義	人権の意義を問い直す —現代哲学から考える私たちの社会—	戸澤 幸作
11	1月18日 (月)	14:00～ 15:40	講義	日本におけるビジネスと人権 —国連「ビジネスと人権」作業部会の訪日調査報告を手がかりに—	三輪 敦子
12	2月5日 (金)	14:00～ 15:40	講義	ハンセン病強制隔離政策と優生手術	坂元 茂樹
		15:40～ 16:00	修了式		

■会場

- シンポジウム・講義・ワークショップ：世人研・多目的スペース（京都市下京区下之町57・1）
- フィールドワーク：ツラッティ千本（京都市北区紫野西舟岡町2「ふれあい共生館」内）

No9 ① 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター
② ギャラリー @KCUA

① 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター

京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターは、日本の社会に根ざす伝統文化を、音楽・芸能の面から総合的に研究することを目指し、2000年に設立されました。

令和7年12月19日に開催した第70回公開講座「雅楽 試みと鑑賞」では、西洋楽器を用いた雅楽編曲と古楽譜に基づく笙付き高麗楽の演奏という二つの

新規的試みにより、雅楽の音楽的な可能性を探りました。今でこそ最古の日本伝統芸能として知られる雅楽ですが、長い歴史のなかでは内外の多様な音楽芸能から影響を受けつつ傳承されてきました。そこには洋の東西を問いません。古くから日本の地に起こり、外からの要素の受容を絶えず繰り返しつつも、独自の様相を今日に受け継いできている日本の伝統的な音楽・芸能は、日本語と同じように、日本の、そして世界の貴重な宝です。これらは、維持繼承させるべきものであると共に、新しい文化創造のための源泉として発展されるべきものである、との認識をもち、様々な取組を行っています。

写真：(第70回公開講座「雅楽 試みと鑑賞」)



② ギャラリー @KCUA

「金氏徹平と the constructions『tower (UNIVERSITY)』」の会期中に、多彩な領域のクリエイターたちによって本展のコンセプトを体現するライブパフォーマンスが計4回行われました。(開催日：1月11日、1月12日、2月8日、2月15日)

特に会期最終日(2月15日)のパフォーマンスでは、展示物そのものを解体するという大胆な試みで、金氏氏の世界観が強烈に表現され、観客に深い印象を残す締めくくりとなりました。

※本展は、抽象的な建築物とそこに出入りする多様な存在を、様々な手法で同時に描き出し、創造活動と教育、学び、表現による世界とのつながり方、そして「展覧会」という場そのものについて、美術という枠組みを飛び越え、展示をつくるプロセス自体を作品化した展覧会です。



2025年度 人権大学講座 人権問題シンポジウム講演録



2025年度第1回人権大学講座として開催した、人権問題シンポジウム「気候変動と人権」の講演録です。ぜひご一読ください。

【内 容】＊肩書は当時のものです。

◎基調講演

「気候の変化と変動による危機—持続可能な地球環境に向けて—」

山形俊男 海洋研究開発機構アプリケーションラボ特任上席研究員・
東京大学名誉教授

「気候変動と国際法」

坂元茂樹 (公財)世界人権問題研究センター理事長・神戸大学名誉教授

「気候変動と人権—子どもたちの未来のために—」

浅岡美恵 弁護士・気候ネットワーク代表

◎パネルディスカッション

お問合せ・お申込み



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町 57 番地 1 京都市立芸術大学内 A 棟 7 階

TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898

[URL] <https://khrr.or.jp/> [E-MAIL] linken@khrr.or.jp